

長野県上伊那広域水道用水企業団企業長の給与等に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成 2 年 10 月 26 日条例第 3 号
平成 10 年 3 月 27 日条例第 1 号
平成 15 年 10 月 23 日条例第 2 号
平成 23 年 2 月 22 日条例第 1 号
令和 5 年 2 月 3 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、企業長の給与及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 企業長に支給する給与は、給料、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当とする。

(給与の額)

第 3 条 企業長の給料年額は、32,100 円とする。

2 手当の受給額は、企業団職員の給与等に関する規程(昭和 55 年長野県上伊那広域水道用水企業団管理規程第 6 号)の各相当規程を準用して算出される額とする。

(旅費の種類)

第 4 条 企業長に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。

(鉄道賃)

第 5 条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか次の各号に掲げる急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- (1) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、急行料金
- (2) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号に規定する急行料金及び前号に規程する特別車両料金の座席指定料金

2 第 1 号に規定する急行料金及び座席指定料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

- (1) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 35 キロメートル以上のもの
- (2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの
- (3) 座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で 100 キロメートル以上のもの

(船賃)

第 6 条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(艀賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を 3 段階に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を 2 段階に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料
- (航空賃)

第7条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃、日当、宿泊料及び食卓料)

第8条 車賃の額は、別表の額に次の各号に掲げる額を加えて得られる定額による。

- (1) 車賃を要する旅行日が2日以内の場合には、290円
- (2) 車賃を要する旅行日が3日以上の場合には、280円に車賃を要する旅行日が2日を越える1日当たり140円を加算して得た額

2 日当、宿泊料及び食卓料は、別表の定額による。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、企業長の給料、手当及び旅費の支給方法については、職員の給与及び旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年10月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月23日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月22日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月3日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料
			県 外	県 内	
	円	円	円	円	円
企業長	37	2,600	13,100	11,800	2,600